

【表紙】

|            |  |
|------------|--|
| 【提出書類】     | 臨時報告書  |
| 【提出先】      | 関東財務局長   |
| 【提出日】      | 2020年2月5日  |
| 【会社名】      | 丸紅株式会社   |
| 【英訳名】      | Marubeni Corporation   |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 社長 柿木真澄  |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号   |
| 【電話番号】     | 03 - 3282 - 2111 (大代表)   |
| 【事務連絡者氏名】  | 経理部長 岩根秀禎  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋二丁目7番1号   |
| 【電話番号】     | 03 - 3282 - 2111 (大代表)   |
| 【事務連絡者氏名】  | 経理部長 岩根秀禎  |
| 【縦覧に供する場所】 | 丸紅株式会社大阪支社<br>(大阪市北区堂島浜一丁目2番1号)<br>丸紅株式会社中部支社<br>(名古屋市中区錦二丁目2番2号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)<br>株式会社名古屋証券取引所<br>(名古屋市中区栄三丁目8番20号) |

## 1【提出理由】

当社は、当社らに対して提起された訴訟（以下、原訴訟）のインドネシア最高裁判所（以下、最高裁）判決結果について司法審査（再審理）を申し立てておりましたが、今般、最高裁より司法審査（再審理）の決定を受領しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 訴訟の提起があった年月日

インドネシア・ランボン州のグヌスギ地方裁判所 2010年10月21日  
（当社への訴状送達日は、2010年12月15日）

（参考：司法審査（再審理）を申し立てた年月日）  
最高裁 2018年2月6日

### (2) 訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

・名称：PT. Indolampung Perkasa  
・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia  
・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

・名称：PT. Sweet Indolampung  
・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia  
・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

・名称：PT. Gula Putih Mataram  
・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia  
・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

・名称：PT. Indolampung Distillery  
・住所：Wisma GKBI, 5<sup>th</sup> Fl, Jalan Jenderal Sudirman Kav. 28, Jakarta 10210, Indonesia  
・代表者の氏名：Gunawan Jusuf

（参考：司法審査（再審理）を申し立てた者の名称、住所及び代表者の氏名）

・名称：丸紅株式会社  
・住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
・代表者の氏名：柿木真澄

### (3) 訴訟の内容及び損害賠償請求金額

訴訟の内容  
損害賠償請求等  
損害賠償請求金額  
US\$650百万

（参考：司法審査（再審理）の内容）

原訴訟の最高裁判決結果について司法審査（再審理）を申し立てたものです。

(4) 司法審査（再審理）に対する判決日及び判決の内容

判決日

2018年10月8日（当社の司法審査（再審理）決定受領日は、2020年2月3日）

判決の内容

当社の司法審査（再審理）の申し立てを不受理とするものです。

（参考：原訴訟の最高裁判決日及び判決の内容）

判決日

2015年12月14日

（判決受領を以って判決が確定。当社の判決受領日は、2017年9月14日）

判決の内容

原告の請求が一部認容され、他の被告と連帯してUS\$250百万の損害賠償金を支払うことを命じるものです。

以 上